

第4種踏切道の安全確保に関する実態調査の結果に基づく勧告（概要）

勧告日：令和3年11月30日
勧告先：国土交通省

調査の背景

- ◇ 遮断機・警報機がない第4種踏切道は、全国に約2,600か所
 - ※ 新設できないが、過渡的に認められており、解消に取り組んでいくべきもの
 - ◇ 第4種踏切道100か所当たりの踏切事故件数は1.02件で、遮断機を備えた第1種踏切道（同0.59件）の2倍弱
- ⇒ 第4種踏切道を解消する取組に焦点を当て、廃止及び遮断機等の整備（第1種化）に係る課題を整理



【調査対象機関等】 国土交通省、農林水産省、市町村（41）、鉄道事業者（20）など
【実施時期】 令和2年4月～3年11月

主な調査結果

主な勧告

- ◆ 廃止及び第1種化については、鉄道事業者が自ら地域住民など関係者との協議を経て取り組んでいる実態があり、廃止及び第1種化の検討に至っていないものや検討を開始しているものの協議等が十分に進んでいないものがあり、こうした中には、以下のような課題あり

I 廃止

- 鉄道事業者は、廃止に際し、関係者との合意形成に苦慮
 - ※ トラブル回避等の観点から、地域住民や道路の管理者等の関係者と協議を実施

- 地方協議会（注）等を活用し、地域における議論や合意形成を促す必要がある。

（国土交通省）

II 第1種化（道路法の道路以外にある第4種踏切道）

- 第1種化に際しては、関係者との合意形成に加え、費用確保が課題
 - ※ 道路法（昭和27年法律第180号）の道路以外（里道など。以下「道路法外道路」という。）にある第4種踏切道の中にも、死亡事故や複数回の事故が発生したものが存在
 - ※ 道路法外道路にある第4種踏切道について、活用可能な補助事業があるが、事業創設（平成28年度）以降、第1種化への活用実績は1件

- 地方協議会等を活用し、地域における議論や合意形成を促すとともに、踏切保安設備の整備を促進するため、道路法外道路にある第4種踏切道にも適用可能な補助事業について活用を促すなど必要な措置を講ずる必要がある。

（国土交通省）

III 第1種化（道路法の道路にある第4種踏切道）

- 踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、改良（第1種化）すべきものとして指定された第4種踏切道の中に、20年・40年以上改良されていない例あり

- 地方協議会等を活用し、改良の実施に向けた積極的な支援を行い、個々の踏切道について地域における議論や合意形成等が進むよう具体的な取組を行う必要がある。

（国土交通省）

（注）地方踏切道改良協議会を指す。踏切道改良促進法に基づき、鉄道事業者及び道路管理者が、地方運輸局、地方整備局、都道府県知事、市町村長などの関係者を構成員として、踏切道の改良の促進に関し必要な協議を行うために組織